

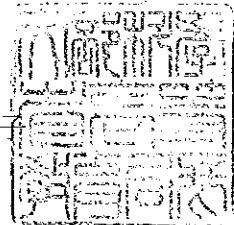
23文科振第728号
平成24年3月8日

各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
各大学共同利用機関法人機構長
関係各独立行政法人の長
関係各特例民法法人の長
関係各機関の長

殿

文部科学省高等教育局長

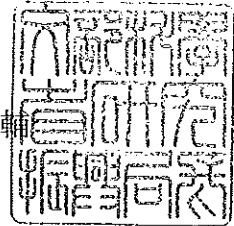
板東 久美子



(印影印刷)

文部科学省研究振興局長

吉田 大輔



(印影印刷)

病原性微生物等の保管・管理の徹底及び保有状況等の調査について

国際テロを巡る情勢が依然として厳しい昨今の国内外の状況に鑑み、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律第112号)に基づき定められた「国民の保護に関する基本指針」においては、生活関連等施設の所管省庁は、その所管する生活関連等施設の種類ごとに、施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるとともに、その所管する生活関連等施設を把握するものとされています。

この決定に基づき、文部科学省では、病原性微生物等を保有している施設を把握するための調査を実施するとともに、厳重な保管・管理の徹底をお願いしてきていたところですが、引き続き、国際テロを巡る情勢が依然として厳しいこと、また、内閣官房より当該調査の更新についての依頼があったことから、改めて、病原性微生物等の保有状況等に

についての調査並びに保管・管理の徹底を図ることといたします。

つきましては、各機関において、別添1に掲げる諸事項について留意いただくなど、病原性微生物等の厳重な保管・管理の徹底を図るとともに、関係者への注意喚起を含めた周知徹底をお願いいたします。万一、病原性微生物等の盗難等が発生した場合には、警察等へ迅速に通報するとともに、文部科学省に連絡してください。

さらに、別添2の調査項目票に基づき、リストに掲げる病原性微生物等の保有状況等について調査の上、平成24年4月16日(月)までにメールにて、報告願います。該当する病原性微生物等及び病原性微生物等を扱う実験室を保有していない機関におかれても、その旨を記入の上、必ず報告していただくようお願いいたします。

なお、本調査結果のうち、病原性微生物等を所有する機関の名称、所在地、事務連絡先につきましては、消防庁を通じて都道府県に通知することとしていますので、あらかじめ御了承ください。

<照会先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課

生命倫理・安全対策室

木村、前田

電 話 : 03-6734-4108

F A X : 03-6734-4114

e-mail : microbes@mext. go. jp

病原性微生物等の適切な管理のために留意すべき事項

1. 病原性微生物等の取扱いに当たっては、そのレベル分類(以下「BSL」という。)等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること(病原性微生物等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること)。
2. 病原性微生物等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、病原性微生物等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - (1) 施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に病原性微生物等を保管すること。
 - (2) 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - (3) 病原性微生物等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - (4) 病原性微生物等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - (5) 病原性微生物等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - (6) 病原性微生物等の廃棄に当たっては、適切な方法(オートクレーブ処理、薬剤による消毒等)により確実に不活化すること。
 - (7) 病原性微生物等の紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署(臨海部に限る)等への通報体制を整備すること。
 - (8) 都道府県警察、文部科学省等関係機関の求めに応じて情報提供を行うとともに、関係機関と連携して自主警戒の強化に努めること。
 - (9) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき、同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

調査対象の病原性微生物及び毒素

○ 人に病原性を有する生物剤及び毒素

(1) ウイルス

- | | |
|--|--------------------------------|
| 1. アルファウイルス属チクングニヤウイルス | 2. 西部ウマ脳炎ウイルス |
| 3. 東部ウマ脳炎ウイルス | 4. ベネズエラウマ脳炎ウイルス |
| 5. アレナウイルス属ガナリトウイルス | 6. アレナウイルス属サビアウイルス |
| 7. アレナウイルス属フニンウイルス | 8. アレナウイルス属マチュポウイルス |
| 9. アレナウイルス属ラッサウイルス | 10. リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス |
| 11. インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH2N2, H5N1若しくはH7N7であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。))又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。) | |
| 12. エボラウイルス属アイボリーコーストエボラウイルス | 13. エボラウイルス属ザイールウイルス |
| 14. エボラウイルス属スーダンエボラウイルス | 15. エボラウイルス属レストンエボラウイルス |
| 16. エンテロウイルス属ポリオウイルス | 17. サル痘ウイルス |
| 18. 痘そうウイルス | 19. コロナウイルス属SARSコロナウイルス |
| 20. シンプレックスウイルス属Bウイルス | 21. クリミア・コンゴ出血熱ウイルス |
| 22. ハンタウイルス属アンデスウイルス | 23. ハンタウイルス属シンノブレウイルス |
| 24. ハンタウイルス属ソウルウイルス | 25. ハンタウイルス属ドブラバーベルグレドウイルス |
| 26. ハンタウイルス属ニューヨークウイルス | 27. ハンタウイルス属バヨウウイルス |
| 28. ハンタウイルス属ハンタンウイルス | 29. ハンタウイルス属プーマラウイルス |
| 30. ハンタウイルス属ブラッククリークカナルウイルス | 31. ハンタウイルス属ラグナネグラウイルス |
| 32. フラビウイルス属ウエストナイルウイルス | 33. フラビウイルス属デングウイルス |
| 34. 黄熱ウイルス | 35. オムスク出血熱ウイルス |
| 36. キャサナル森林病ウイルス | 37. 日本脳炎ウイルス |
| 38. ダニ媒介脳炎ウイルス | 39. リフトバレー熱ウイルス |
| 40. ヘニパウイルス属ニパウイルス | 41. ヘニパウイルス属ヘンドラウイルス |
| 42. A型肝炎ウイルス | 43. E型肝炎ウイルス |
| 44. マールブルグウイルス属レイクピクトリアマールブルグウイルス | |
| 45. 狂犬病ウイルス | 46. リッサウイルス属のウイルス(狂犬病ウイルスを除く。) |

※新型インフルエンザ等感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項の新型インフルエンザ等感染症をいう。

(2) 細菌(クラミジア、リケッチアを含む。)

- | | |
|---------------------------------|------------------------------|
| 1. 腸管出血性大腸菌 | 2. ペスト菌 |
| 3. オウム病クラミジア | 4. ボツリヌス菌 |
| 5. オリエンチア属ツツガムシ | 6. コクシエラ属バーネッティ |
| 7. サルモネラ属エンテリカ(血清亜型がタイフィ) | 8. サルモネラ属エンテリカ(血清亜型がパラタイフィA) |
| 9. 赤痢菌 | 10. ジフテリア菌 |
| 11. 炭疽菌 | 12. 鼻疽菌 |
| 13. 類鼻疽菌 | 14. バルトネラ属クインタナ |
| 15. コレラ菌(血清型がO1又はO139であるものに限る。) | |
| 16. イヌ流産菌 | 17. ウシ流産菌 |

- | | |
|---------------------------------------|----------------|
| 18. ブタ流産菌 | 19. マルタ熱菌 |
| 20. ボレリア属デュトニイ(その他ダニが媒介するボレリア属の細菌) | |
| 21. ボレリア属ブルグドルフェリ | |
| 22. ボレリア属レカレンティス(その他シラミが媒介するボレリア属の細菌) | |
| 23. 結核菌 | 24. 野兔病菌 |
| 25. 発疹チフスリケッチア | 26. 日本紅斑熱リケッチア |
| 27. ロッキー山紅斑熱リケッチア | 28. レジオネラ属の細菌 |
| 29. レプトスピラ属の細菌 | |

※ウェルシュ菌及び黄色ブドウ球菌については、(5) 毒素の項目にて、各菌自体が産生する毒素の保有状況を調査していることから重複する内容となるので、今年度より調査対象から削除した。

(3) 真菌

1. コクシジオイデス属イミチス

(4) 原生動物(寄生虫を含む。)

1. クリプトスポリジウム属パルバム(遺伝子型が1型又は2型であるものに限る。)
2. 多包条虫
3. 単包条虫
4. 熱帯熱マラリア原虫
5. 三日熱マラリア原虫
6. 四日熱マラリア原虫
7. 卵形マラリア原虫

(5) 毒素

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. アフラトキシン | 2. アブリン |
| 3. ウェルシュ菌毒素 | 4. 黄色ブドウ球菌毒素 |
| 5. コノトキシン | 6. コレラ毒素 |
| 7. 志賀毒素(ベロ毒素) | 8. デアセトキシスシルペノール毒素 |
| 9. テトロドトキシン | 10. ビスカムアルバムレクチン |
| 11. ボツリヌス毒素 | 12. ボルケンシン |
| 13. ミクロシスチン | 14. モデシン |
| 15. HT-2トキシン | 16. T-2トキシン |

○ 家畜に病原性を有する生物剤

(6) ウイルス等

- | | |
|------------|-----------------|
| 1. 牛疫ウイルス | 2. 牛肺疫菌 |
| 3. 口蹄疫ウイルス | 4. アフリカ豚コレラウイルス |

「国民の保護に関する基本指針」 関連部分抜粋

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

3 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の安全確保

① 平素からの備え

○生活関連等施設の所管省庁及び都道府県は、相互に緊密な連絡をとりつつ、その所管する生活関連等施設又はその区域内に所在する生活関連等施設を把握するものとする。

○生活関連等施設の所管省庁は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、その所管する生活関連等施設の種類ごとに、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。この場合において、消防庁、警察庁及び海上保安庁は、生活関連等施設の所管省庁に対し、生活関連等施設の種類ごとに、施設の特性に応じた安全確保の留意点を助言するものとする。消防庁は、都道府県知事に対し、施設の安全確保の留意点を通知するものとする。